

徳島県個人情報保護審査会答申第119号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成30年8月20日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私が県に提出した書類（H〇.〇.〇日付け）農山漁村振興課」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年9月3日、実施機関は、当該文書を取得しておらず、文書が不存在であるため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年9月7日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年9月2日（同月3日受付）、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

改ざん行為を確認した為。

2 審査請求の理由

「徳島県個人情報保護条例第20条第3項の規定により次のとおり拒否と決定した」が、県は、あるべき書類（以前から知っている書類）であると認めている為。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

1 本件決定の根拠条文

本件決定は、条例第15条第2号に該当するため、開示請求を拒否したものである。

2 条例第15条の趣旨

本条は、一定の場合には、開示を求められた個人情報について実施機関が開示・非開示の判断を行う前の段階で、請求自体を拒否することができる旨を定めたものである。

3 本件決定の理由

条例第15条第2号は、当該情報が物理的に存在しない場合において、当該開示請求を拒否する旨を定めたものである。

実施機関は、本件請求により請求された文書は、審査請求人が平成○年○月○日に実施機関に提出したと主張する「IPC分類別出願特許件数」に係る書類（以下「特許関係書類」という。）と推測した。

実施機関は、平成○年○月○日に農山漁村振興課の職員が審査請求人への対応を行った事実はなく、特許関係書類を受領した事実もないため、本件決定を行った。

また、審査請求人が平成○年○月○日に実施機関に提出したと主張する特許関係書類は、実施機関の業務に関係があるとは考えられない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、審査請求人が平成○年○月○日に農山漁村振興課の職員に提出したと主張する書類の開示を求めたものと解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関の説明によると、農山漁村振興課の職員は、平成○年○月○日に審査請求人の対応をしておらず、特許関係書類も受け取っていない。また、特許関係書類は、農山漁村振興課の業務に関係がないとのことである。

イ 審査請求人が開示請求書に添付している書類を当審査会で見分したところ、審査請求人は、平成○年○月○日、県庁1階で環境首都課とにぎわいづくり課の職員と協議し、その際に特許関係書類を提示した旨を記載しているが、農山漁村振興課の職員と協議し、その際に特許関係書類を提示した旨の記載はない。

ウ 以上により、本件請求に係る保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に、不合理な点は認められないことから、本件請求に係る保有個人情報について、文書を取得しておらず、文書が不存在であるとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の

結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年 9月 2日	諮問
令和3年10月 8日	審議 (第136回審査会)
同 年11月19日	審議 (第137回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長